

金融商品取引法等の一部を改正する 法律案に係る説明資料

平成 24 年 3 月
金 融 庁

目次

I. 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備	1
II. 店頭デリバティブ規制の整備	2
III. 課徴金制度の見直し	
1. 虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金の適用	3
2. 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加	3
3. 不公正取引に関する課徴金の対象拡大	4
IV. インサイダー取引規制の見直し	5
V. 施行スケジュール	6

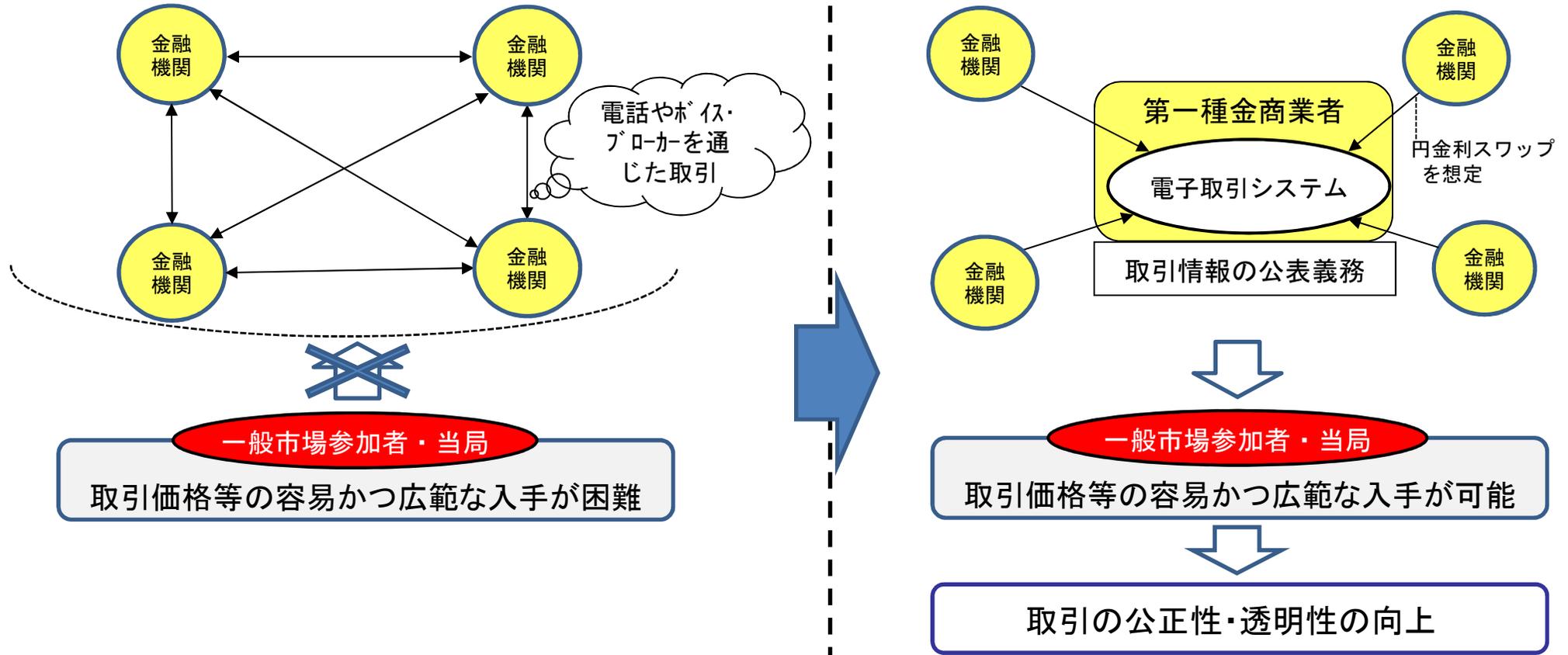
店頭デリバティブ規制の整備

改正の概要

○ G20ピッツバーグ・サミット首脳声明^(注)など国際的な議論も踏まえつつ、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金商業者等に、電子取引システムの使用を義務付けることにより、取引実態の透明性の向上を図る。

(注) G20ピッツバーグ・サミット首脳声明 (2009.9. 25) のポイント (店頭デリバティブ関係)

- ① 標準化された契約の取引所又は電子情報処理組織を通じた取引 ⇒ 今回改正事項
- ② 標準化された契約の中央清算機関を通じた決済 ⇒ (平成22年改正金商法で整備済)
- ③ 契約の取引情報蓄積機関への報告 ⇒ (平成22年改正金商法で整備済)



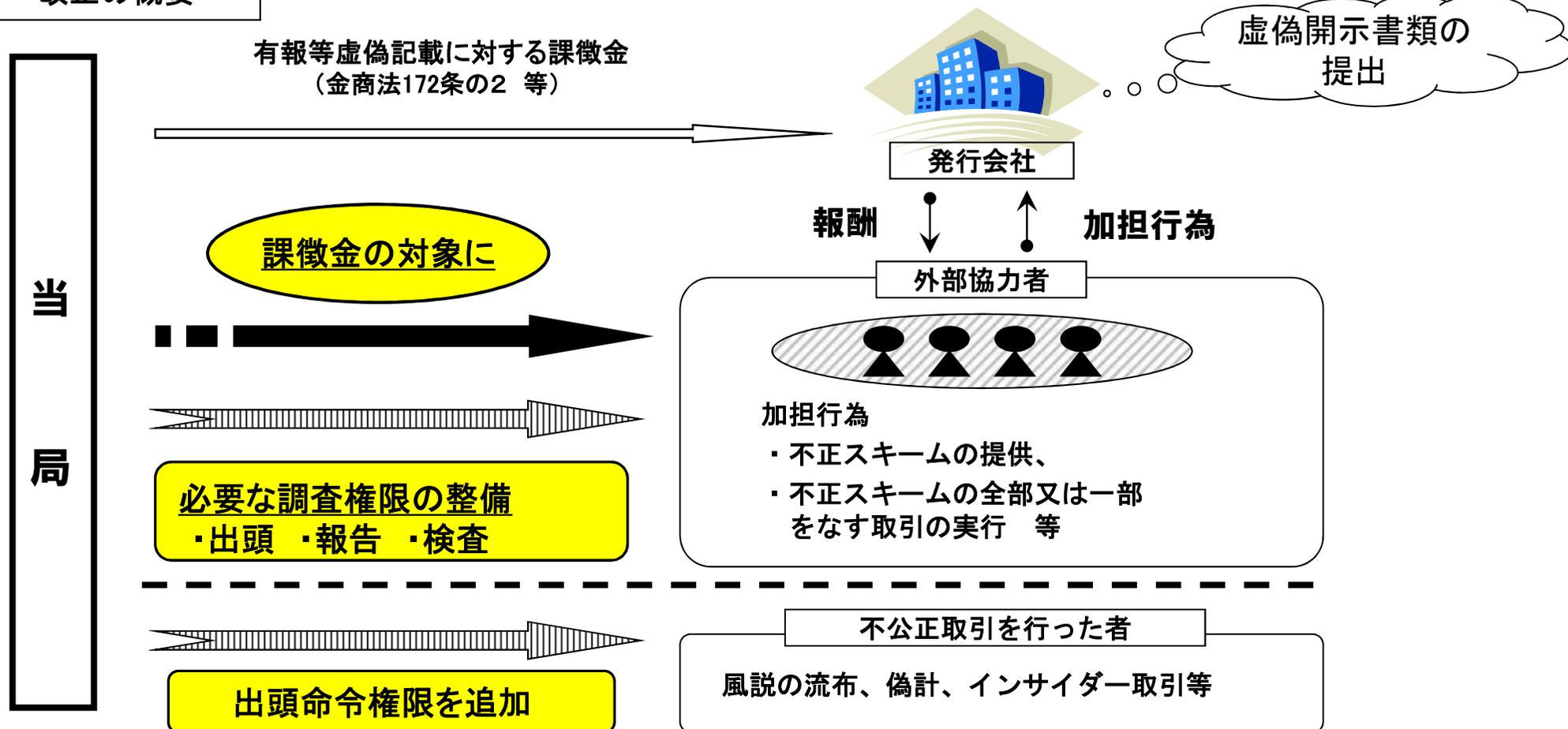
(注) なお、今般の店頭デリバティブ取引は、海外業者との取引が相当の割合を占めていることにも鑑み、海外の電子取引システムの提供者に対して、国内への参入を容易にする許可制度を整備。

課徴金制度の見直し① 虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金の適用
 ③ 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加

背景

- 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化。虚偽開示書類の提出は刑事罰及び課徴金の対象である一方、外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外。
- 不公正取引等に関する課徴金の調査において、対象者が調査に応じない可能性。

改正の概要



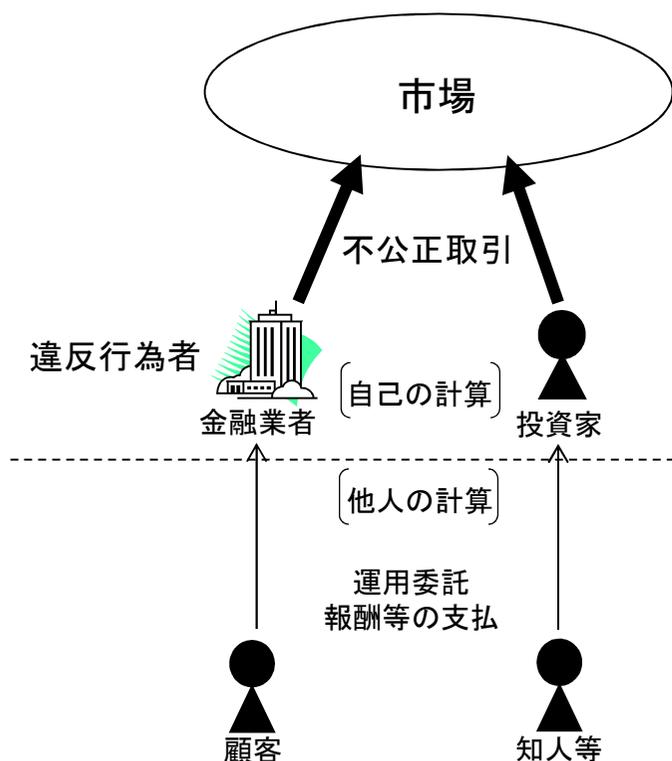
課徴金制度の見直し② 不公正取引に関する課徴金の対象拡大

現行制度

規制・罰則の対象： [誰の計算で行うかにかかわらず] 違反行為を行った者

課徴金の対象： [自己の計算で行う取引] 違反行為を行った者
[他人の計算で行う取引]

- ① 生計を一にする者・子会社等の計算で違反行為を行った者
- ② 顧客の計算で違反行為を行った金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）



課徴金の対象

		違反行為者	自己の計算	他人の計算
業者	金融商品取引業者 登録金融機関(銀行等)		対象	対象〔顧客〕
	上記以外の業者 (預り資産の運用を行う業者等)		対象	〔顧客〕 対象外
投資家			対象	対象〔生計を一にする者等 子会社等〕〔知人等〕

改正の概要

○ 金融商品取引業者等以外の者が、他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象を拡大

対象拡大

インサイダー取引規制の見直し

改正の概要

- 企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制^(注)から適用除外
 - ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
 - ・ 合併等の対価としての自己株式の交付

(注) 上場会社の会社関係者等が、上場会社に関する未公表の重要事実を知りながら、当該上場会社の株券等の売買等を行うことを禁止するもの

組織再編による保有株式の承継

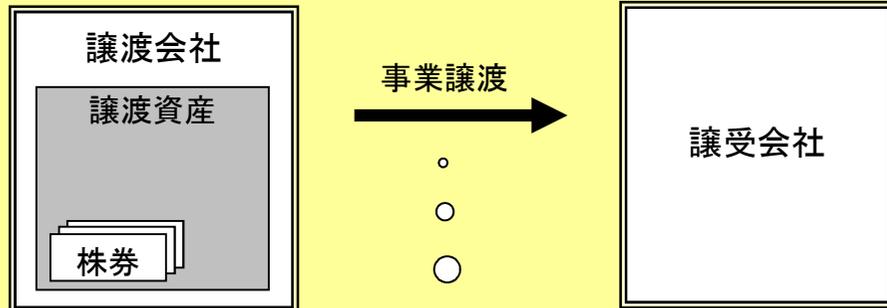
現行

事業譲渡の対象資産に一部でも株式が含まれると、インサイダー取引規制が適用

改正後

インサイダー取引の危険性が低い場合(株式が承継資産の一部(20%未満)の場合等)を適用除外

※ 合併・会社分割については、現在、適用除外となっているが、事業譲渡と同様の規制とする



インサイダー取引の危険性が低い場合を適用除外

組織再編の対価としての自己株式の交付

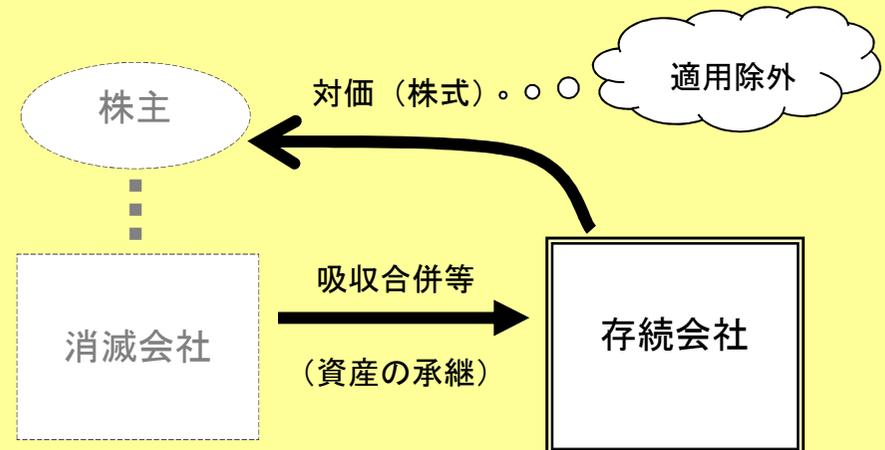
現行

組織再編の対価としての自己株式の交付は、インサイダー取引規制が適用

改正後

組織再編の対価は、承継資産全体の評価等を基に合併交渉等を経て決まるもの。インサイダー取引の危険性が低いため、適用除外

※ 組織再編の対価としての新株発行は、現行制度上、インサイダー取引規制の適用除外



施行スケジュール

①「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

②店頭デリバティブ規制の整備

③課徴金制度の見直し

④インサイダー取引規制の見直し

